

## 絆 要 望 項 目 一 覧

平成26年度9月補正分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
1 病児・病後児保育施設については、全県に広がってきたもののまだまだ足りない状況である。	
(1) 全県下の現状を把握し、施設の増設と看護師、保育士の確保等について、市町村に働きかけること。	<p>病児・病後児保育事業は17市町村で実施され、21の施設で運営されているが、風邪が流行する時期等においては、一時的にニーズを満たしていない状況もあると認識している。</p> <p>来年度から施行される子ども・子育て支援新制度の計画策定のため、現在、実施主体である各市町村において、「病児・病後児保育」のニーズ調査とそのニーズへの対応策の検討を行っているところであり、本年度中に計画が完成する予定である。</p> <p>新制度において、県は国と連携して市町村に対して支援を行うことが予定されており、「病児・病後児保育」の未実施の町については、実施について十分に検討していただくよう働きかけるとともに、市町村が策定する計画を踏まえた上で、市町村と連携しながら必要な対応を検討したい。</p>
(2) 仕事を持つ子育て中の父母が、仕事を休んで病児・病後児をケアできる体制を、子育て王国として県内事業者を導入奨励・支援すること。	<p>育児・介護休業法に基づき、日々雇用者を除く全ての労働者は、養育する小学校就学前の子が一人の場合は1年に5日まで、二人以上の場合は1年に10日まで、病気・けが等をした子の看護のために休暇を取得することができることとされている。</p> <p>今後、事業者向けの県施策説明会やセミナー、中小企業労働相談所の労務管理アドバイザーが事業所を訪問する機会などを活用して、育児・介護休暇を取得しやすい環境の整備を奨励していきたい。</p>
(3) 病児・病後児施設を希望する地域にモデル的に設置し、問題点等を検証することにより、県内事業所等へ普及を図り、女性を含めた子育て世代の就労支援を図ること。	<p>病児・病後児保育施設は、来年度から施行される子ども・子育て支援新制度の計画策定のため、現在、実施主体である各市町村において、「病児・病後児保育」のニーズ調査とそのニーズに対する対応策の検討を行っているところであり、本年度中に計画が完成する予定である。</p> <p>各市町村が策定する計画や各市町村の要望なども踏まえた上で、来年度に向けて必要な支援について検討していきたい。</p>
2 企業立地件数が増加し、立地企業の雇用が計画どおり進まない状況もある中、質の高い雇用を確保するため、企業立地補助金の交付にあたって正規雇用を要件とするなどの、制度改正を検討すること。	<p>現在、正規雇用創出奨励金の活用や誘致の際に企業に正規雇用を強く働きかけることなどにより、正規雇用を促し一定の成果が上っており、県内の有効求人倍率も1.0を超えるなど、雇用環境の改善が進んできている。そのため、単に雇用数を重視するのではなく、雇用の質を高めることに重点化すべきと考えており、大量雇用創出奨励金制度の見直しなど、より正規雇用を促進する方向での制度改正について、来年度当初予算に向けて検討する。</p>
3 産後の母親は、さまざまな課題を抱え、「産後うつ」等になるケースもあり、個別ケアが必要である。 育児不安の減少や子どもの虐待予防、母と子の絆を深めるため、助産師が家庭訪問という形で母子と係る仕組みをつくり、市町村を支援すること。	<p>保健師、助産師、看護師が、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」に全市町村が取り組んでおり、平成25年度は対象の95%の家庭を訪問した。</p> <p>また、鳥取市及び日吉津村においては、平成26年度から、妊娠出産包括支援モデル事業（国1/2、市町村1/2）を実施し、助産師による産前産後ケア、子育て家庭支援など包括的・継続的な支援が行えるような取組を始めている。来年度に向けて今後のあり方について市町村とも相談しながら対応を検討したい。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>4 8月10日に鳥取県に最接近した台風11号及び8月17日の大雨により、県内で発生した農林業関係被害及び公共土木施設被害について、早期に適切な対策を実施すること。</p>	<p>台風11号の通過により被害が発生した農地及び農林業施設については、速やかに災害査定が行われるよう国や市町村と調整し、早期復旧に努めていく。国庫補助事業等が適用されない小規模な農地・農業用施設の復旧については、既定の単県予算「鳥取県しっかり守る農林基盤交付金」を活用していく。</p> <p>なお、8月に入ってから長雨・寡日照による農作物への影響について、水稻の穂いもちが拡大した場合、減収への影響が懸念されることから、8月20日、イネいもち病の発生予察警報を発表した。今後、追加防除に要する経費補助を予備費により対応するとともに、果樹、野菜等の被害を受けた農業者への融資支援を行う。</p> <p>現時点で影響がない作物についても、気象台やJAなどで構成する鳥取県農業気象協議会を通じ、8月20日に技術情報を関係機関に提供し、管理対策を徹底した。</p> <p>引き続き、普及所等を通じて作物への影響を注視し、必要な対策を講じていく。</p> <p><b>【予備費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度水稻いもち病緊急防除支援事業 10,000千円</li> </ul> <p><b>【9月補正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹等経営安定資金利子助成事業（霜被害・長雨日照不足対策） 330千円 （融資枠100,000千円の増額）</li> </ul> <p>また、公共土木施設については、必要に応じて応急工事を実施するとともに、早期に災害査定を実施し、早期復旧に努める（災害査定は、9月下旬～10月上旬の予定）。</p> <p>なお、この度の台風11号及び豪雨被害の災害復旧については、当初予算の範囲内で対応可能である。</p>